

## 知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言について



## COVID-19と戦う知財宣言

新型コロナウイルスによる死者の増加や産業の長期停滞による雇用の悪化や治安の悪化が懸念されるなか、新型コロナウイルスの診断・検査・治療・衛生管理等に対し、特許権その他の知的財産権を行使することは道義的にもあり得ないと考えています。

逼迫した商品やサービスの供給に協力すべく、これまで製造や販売をしたことのない薬品、検査ツール、衛生用品などの製造を始めたいが、他社が保有する知的財産の侵害問題が発生しないか心配という声もあります。そのための特許調査などに時間と労力をかけることで、供給を滞らせることがないようにしたいと願っています。

当社は、京都大学の医学研究科附属ゲノム医学センターなどとともに知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言について発起人となり、新型コロナウイルス感染症のまん延終結を目的とした行為に対しては、一切の対価や補償を求めることなく、保有する特許権・実用新案権・意匠権・著作権の権利行使を一定期間行わないことを宣言する活動を開始しましたのでお知らせいたします。

■特別サイト：<https://www.gckyoto.com/covid19>

## [COVID 対策支援宣言書の内容]

1. この宣言の日から世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルス感染症まん延の終結宣言を行う日までの間、新型コロナウイルス感染症の診断、予防、封じ込めおよび治療をはじめとする、新型コロナウイルス感染症のまん延終結を唯一の目的とした行為について、特許権、実用新案権、意匠権、著作権（以下「知的財産権」[i]）の権利行使を行わない。[ii]
2. 本宣言は、明示または黙示を問わず、特許性、有効性及び商品性並びに「知的財産権」の実施等の行為が第三者の権利を侵害しないことその他一切の保証をするものではない。
3. 本宣言をなした宣言者[iii]に対し、知的財産の侵害警告または侵害訴訟その他の法的手続きを開始した個人および団体に対して、本宣言は適用されない。

4. 本宣言の期間終了後に、宣言者の「知的財産権」について実施許諾を希望する場合、宣言者は、実施許諾の可否および許諾条件につき別途協議に応じるものとする。
5. 宣言者が許諾範囲に追加の制限を設けることを希望する場合は、本宣言書に添付する「別紙」に追加の制限を明記することができる。

[i] 商標権および営業秘密は含まない。また、本宣言につき、第三者との契約上の制限があるもの、並びに第三者に対価を支払う事が必要なものについては除く。

[ii] 本宣言にかかわらず、宣言者との間に既に取り決めが存在する場合には、かかる取り決めが優先して適用されるものとする。

[iii] その子会社を含む。

以上

#### 【 本件に関するお問い合わせ先 】

COVID 対策支援事務局（担当：山崎）

[covid@gckkyoto.com](mailto:covid@gckkyoto.com)

京都大学医学研究科附属ゲノム医学センター502号室

エノコンシェルジュ京都株式会社

株式会社LSIメディエンス

総務・法務・知財部 総務グループ 広報担当

TEL:03-6896-8926

E-mail: [NPA-LSIM-PR@nm.medience.co.jp](mailto:NPA-LSIM-PR@nm.medience.co.jp)



# COVID-19